

## 所有標章等の使用に関する規程

### (目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）が所有する標章等の使用を第三者に承認するための基準を定める。

### (標章等)

第2条 本規程で、標章等とはつぎのものをいう。

- (1) 本連盟が特許庁に対し登録したマーク及びマスコット・キャラクターの意匠およびその変形意匠
- (2) 「公益財団法人日本水泳連盟」、「日本水泳連盟」「日水連」もしくは「J A S F」の文字

### (「使用」の定義)

第3条 本規程で、「使用」とは一般の日刊新聞又は雑誌等の定期刊行物あるいは放送で純粋の報道として水泳又は水泳競技その他本連盟の事業活動を伝える場合に使用する以外のものをいう。

### (「使用」の承認)

第4条 本連盟は、その事業の目的に照らし必要又は有益と判断したときは、期限を定めて標章等の使用を有償又は無償で承認するものとする。

- 2 無償で使用を承認することができる範囲は、つぎのとおりとする。
  - (1) 公認競技会のプログラム、ポスター（広告を除く。）
  - (2) 一般の刊行物、映画あるいは放送で水泳及び水泳競技の歴史、記録あるいは技術などを紹介し教育的価値のあるもの又は公益性の高いもの
  - (3) 施設、器具あるいは用具のうち、本連盟が公認または推薦したもの又はこれらの生産・販売者の団体で本連盟が認めたもの
  - (4) 競技役員への配布品、記念品など加盟団体が無償で配布するもの

### (承認申請)

第5条 標章等の使用の承認を受けようとする者は、本連盟あて別に定める様式により使用承認申請書を提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、標章等を本連盟の加盟団体が自己の名称に付して使用する場合及びその主催する公式競技会の賞牌、役員の服装、プログラム又はポスター（いずれも広告を除く）に使用する場合は本連盟の承認を要しない。

(使用承認の範囲)

- 第6条 前条第1項により承認申請を行う場合には使用承認申請書に、使用しようとする標章等のレイアウト、スケッチ、原稿その他本連盟の要求する資料を添えなければならない。
- 2 使用承認申請書の記載内容または前項に定める提出資料に反する標章等の使用は無断使用とみなす。

(使用番号の明示)

- 第7条 標章等の使用にあたっては、本連盟の承認番号を明示しなければならない。
- 2 承認番号は「JASF－(西暦年度末尾2桁)－(番号)」とする。

(標章等の無断使用)

- 第8条 本連盟の承認を受けることなく標章等を使用した場合は、無断使用として本連盟は使用者に対し使用の即時中止の申し入れを行う。
- 2 使用者が前項の申し入れに従わないとき又は無断使用が再度にわたったときは、本連盟は使用者に対し、つぎのうち1つ以上の制裁を課すものとする。
- (1) 標章等使用承認の取消
  - (2) 3年以上の標章等使用禁止
  - (3) 標章等を使用した物件の回収
  - (4) 日刊新聞への謝罪広告掲載

(改 廃)

- 第9条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則 1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。